

快適職場認定制度の創設による 環境改善について

一般社団法人日本建設業連合会

1. 「表彰」は新たなステージへ

平成 21 年 4 月、日本建設業連合会（以下、「日建連」という）の前身となる日本建設業団体連合会は、「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」を発表しました。この提言は、建設業の将来を担う若年建設技能者の確保・育成を念頭に置いており、そのために必要な取り組みをまとめたものです。その中の一つとして、「作業所労働環境の改善」を掲げ、技能労働者の人材確保に向けて「日建連会員企業全体で歩調をそろえて環境整備に努力する」としています。

これを受け、平成 22 年度に「快適職場表彰制度」を創設し、現在働いている建設技能者はもとより、将来建設業界を目指す若者にとっても魅力ある職場環境づくりに寄与する施設・施策であるということを基軸として、平成 28 年度までの 7 年間、毎年実施してきました。その間、建設業を取り巻く環境が変化し、女性の活躍や休日取得の推進、社会保険の加入促進、作業員の心身ケアなど、職場環境の整備も多様化してきたことに加え、実施を繰り返すうちに応募作業所の快適施策の水準が年々向上してきたことにより、選考の基準をより明確にすることが求められるようになってきました。さらに、業界全体で快適な職場をつ

くり出していく雰囲気づくりをするべく、甲乙付けがたい内容であれば全ての作業所にステータスを与えるようにできないかという意見もありました。

こうした観点から、過去の受賞作業所の施策や国交省及び日建連の具体的な取り組み方針・目標を取り入れて基準を整理し、平成 29 年度より、優れた取り組みと認められる作業所全てにステータスを与える「認定制度」という新たなステージへ移行することとなりました。

2. 第 1 回 快適職場認定

第 1 回となる快適職場認定制度の審査項目は大きく分けて 3 つです。

- ◆作業員の心身の負担軽減を目的とした、作業空間・方法の改善
- ◆作業所（作業現場）における、作業員の生活環境向上のための施設・設備の設置・整備、及びその適正な維持管理
- ◆働き方改革に資する取り組み

これらをさらに 21 個の項目（表 1）に細分化し、6 つの認定必須項目と 40 ポイント分の加算項目を設定しました。そして、各作業所から提出された実施状況報告書を日建連労働委員会の技能者確保・育成部会委員で構成される認定審査会において審査を行い、認定必須項目を全て満たし、

かつ加算項目で7割以上のポイントを獲得した作業所を「快適職場」、8割以上の作業所を「快適職場(プラチナ)」として認定することとしました。募集の結果、過去の「快適職場表彰制度」への

応募数（毎年150件程度）を大幅に上回り、21社より合計312件の応募がありました。このうち、過去7回の「快適職場表彰制度」も含めて、初めての申請となる企業が3社ありました。今

表-1 第1回快適職場認定制度審査項目

<p>◆作業員の心身の負担軽減を目的とした、作業空間・方法の改善</p> <p>■温熱条件（外気温等の影響緩和）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 冷暖房機器の設置【必須】 ② 水分・塩分の摂取のための飲料等の常備（1ポイント） ③ 透湿性、通気性、冷却性、保温性の高い服装の支給・購入補助（1ポイント） <p>■作業空間の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 整理整頓の実施、作業空間確保、注意喚起機器類の設置、等（3ポイント） ⑤ 照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、防音パネル等の設置、等（3ポイント） <p>■身体負担・労力軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 生産性向上施策の導入、作業台の設置、重量物運搬作業の負担軽減策の実施、等（3ポイント） <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 上記①～⑥以外で実施している作業所特有の問題に対する改善策（3ポイント）
<p>◆作業所（作業現場）における、作業員の生活環境向上のための施設・設備の設置・整備、及びその適正な維持管理</p> <p>■トイレ</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑧ 水洗・洋式便座・男女別のトイレの設置と清潔な維持管理【必須】 ※仮設の場合は、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様を全て満たすもの <p>■健康・衛生保持のための施設、設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑨ 冷暖房設備付きの休憩室（休憩車も含む）の設置【必須】 ⑩ 喫煙室の設置などの分煙対策【必須】 ⑪ シャワー室等の洗身施設の設置（1ポイント） ⑫ その他の「健康・衛生保持のための施設」の設置（運動施設、仮眠室、相談室等）（3ポイント） <p>■その他、利便性向上のための施設、設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑬ 洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店、自販機、家庭用家電製品等の設置（6ポイント）
<p>◆働き方改革に資する取り組み【社会保険や建退共への加入推進、長時間労働の是正、等】</p> <p>■社会保険や建退共への加入推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑭ 現場での社会保険加入に対する周知徹底・指導等の実施【必須】 ⑮ 建退共制度適用標識シールの掲示と加入周知の実施（2ポイント） <p>■長時間労働の是正</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑯ 「時間外労働の改善目標」に沿った時間外労働の削減のための取り組み（2ポイント） ・年間の上限：会員企業の自主的な取り組み ・複数月の上限：会員企業の自主的な取り組み ・1か月の上限：100時間未満（休日労働を含む） ⑰ 4週6閉所以上の実施（原則として各月の第2、第4土曜日を閉所）（2ポイント） ※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする ⑱ その他の環境整備（定時退社推進、有給休暇の取得促進のための環境整備、等）（3ポイント） <p>■安全衛生教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑲ 建設工事従事者の安全衛生に関する知識習得への支援（研修会等の実施）（1ポイント） <p>■安全及び健康に関する意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑳ 職長会による安全パトロールの実施、作業所内表彰の実施、等（3ポイント） <p>■建設業に対するイメージアップへの貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ㉑ 仮囲いの工夫、懇親イベントの開催、見学会の開催、等（3ポイント）

回、認定基準を満たした作業所は263件で、そのうち「快適職場（プラチナ）」は165件となり、認定を受けた作業所には認定証及び垂れ幕を贈呈しました（写真－1）。

各作業所から提出された実施報告書の中には、代表的な施策として、水洗・洋式便座・男女別の仮設トイレや大浴場の設置などの技能者の生活環

境向上のための施設・設備の設置・整備のほか、身体負担・労力軽減のためにタブレット端末やWEBカメラ、ドローンなどさまざまなデジタル機器を利用した現場の管理も紹介されていました（写真－2）。「表彰制度」だった頃と比較しても、職場環境づくりは年々レベルアップしており、数年前には一部の作業所だけが実施していたような



写真－1 贈呈品の垂れ幕を掲げた記念撮影



大浴場の設置



ドローンによる測量や写真、映像撮影

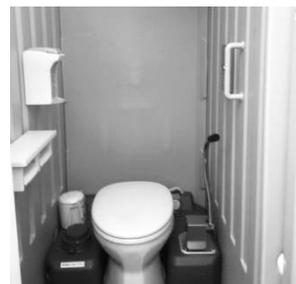


女性用

男性用



女性用



男性用

男女別仮設トイレの設置

写真－2 さまざまな取り組み

取り組みが、今や「当たり前」になり始めているようです。

なお、認定された作業所はホームページにて一覧を公表しているほか、優良事例については「お手本」として実施状況報告書も掲載していきます。

3. さらに働きやすい職場になるために

応募数が大幅に増加したことを受けて、日建連労働委員会の今井委員長（戸田建設 代表取締役社長）からは、「日建連会員各社並びに各現場の“技能者にとって魅力ある職場環境づくり”に対する並々ならぬ熱意の表れであり、各社・各現場の取り組みに深く敬意を表する次第です。建設作業所の環境改善に対する日建連会員企業の取り組み姿勢を「見える化」することにより、建設業に対するイメージアップにつながることを期待しています。」との講評をいただきました。

第2回快適職場認定の審査基準については、日

建連が「業界の命運をかけてチャレンジする」としている週休二日の実現に関して基準の引き上げも視野に入れて検討を進めています。

また、来年度以降も審査基準の見直しを予定しており、新たな環境整備方策や今まさに活発に議論が続く働き方に関する施策を反映していくと、認定のハードルは年々高くなっていくと予想されます。一方で、第1回の結果発表後にすかさず「現場を立ち上げるにあたって、次回の快適職場認定の基準を教えてください。」という問い合わせがあるなど、関心が高まっているようで、今後もこのような流れが定着していけば、建設現場がそこで働く人たちにとって働きやすい職場であることが当たり前になる時代が来ることが期待されます。

まさに今の現場をつくっている方々の努力をたえ、建設業のこれからを支える新しい世代へ伝えていけるよう、今後も本制度の充実を図ってまいります。